

県庁舎跡地の暫定供用期間における長期貸付要領

1 趣旨

県が指定する期間及び敷地において、連続7日間を上限としている制限を緩和して長期利用を可能とする。これにより多様な活用ニーズを掘り起こし、県庁舎跡地の効率的な活用と賑わい創出にも寄与する提案に対して、長期利用の候補者として事前承諾（内定）をするものです。

2 長期利用対象敷地

施設名称	所在地	種類	貸付可能面積
本館跡地	長崎市江戸町 2-2	土地	約 4,000 m ²
旧県庁正面玄関前	長崎市江戸町 2-2	土地	約 1,000 m ²

※別紙 1 の図を参照

3 長期利用対象期間

年度	期間	日数	
令和7年度	11月17日（月）から 2月8日（日）まで	84日	①
令和8年度	5月11日（月）から 8月2日（日）まで	84日	②
	11月16日（月）から 1月31日（日）まで	77日	③

4 貸付料

(1) 貸付料は、1 m²/日あたり 18 円とする

算定例：貸付面積 500 m²、貸付期間 40 日（設営撤去にかかる日数を含む）

$$\textcircled{1} 18 \text{ 円} \times 500 \text{ m}^2 \times 40 \text{ 日} = 360,000 \text{ 円}$$

※県が管理する敷地内設備の電気・水道を使用する場合は別途使用料が必要

(2) 県が指示する期日（貸付開始日前）までに納入すること

5 長期利用の用途

長期利用は、次の事項を全て満たす用途であること。

(1) 敷地を効率的に活用し、賑わい創出に寄与する内容であること

(2) 県庁舎跡地の立地や特性を踏まえつつ、県民や観光客等が利用又は参加でき、地域住民等への配慮があること

6 貸付期間

(1) 貸付期間の日数は、長期利用の用途に供する日数と設営撤去にかかる日数の合計とする

(2) 長期利用の用途に供する日数は、前記 3 長期利用対象期間の①～③のいずれかの範囲で連続して30日以上とする

※休息日も長期利用の用途に供する日数に含むものとする

7 申込者の資格

申込者は次の各号全てを満たす者であること。

- (1) 本要領に定める条件等を理解し、責任を持って提案内容を実現できる法人やグループ、実行委員会等であること
 - ※個人（個人で事業を営む方を除く）からの提案は受け付けません
- (2) 長崎県内に本店、支店又は営業所を有する者若しくは、代表の者が長崎県民であること
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に定める者のほか、次に掲げる者でないこと
 - ア 公有財産に関する事務に従事する県の職員
 - イ 貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
 - エ 上記ウに掲げる者から委託を受けた者
 - オ 次の i から vii のいずれかに該当する者
 - i 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - ii 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - iii 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - iv 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - v 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - vi 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - vii 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
 - カ 「長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱」に基づく排除措置を受けている者
 - キ 「長崎県建設工事暴力団対策要綱」に基づく指名除外を受けている者
 - ク 法人又はグループ、実行委員会の代表者及びその役員等が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者

ケ 公共の安全及び福祉を脅かす団体又は団体に属する者

8 申込条件

申込者は次の各号を了承の上、申込みをすること。

- (1) 申込者は、前記3長期利用対象期間の①～③のいずれか1つに申し込むものとし、複数の申込みはできないものとする
- (2) この提案募集は、前記3長期利用対象期間の①～③ごとに、長期利用の事前承諾（内定）をするものであり、その事業の実施にあたっては、別途、県との詳細協議や正式な貸付の手続き等が必要であること
- (3) 事業を実施するのは申込者であり、県が提案内容についての対応や実現に向けての法的義務を負うものではありません
- (4) 事業実施にあたっては、本要領その他関係法令等を遵守し、県の指示に従うこと
- (5) 貸付料を含め、施設、設備の設置に伴い発生する工事や光熱水費等の、提案した事業の実現に係る一切の経費等については、申込者の責任と負担によるものであること
- (6) 事業の実現のために必要なインフラ関係の調査・手続き等は、関係法令等に沿って申込者自身で行うこと
- (7) 長期利用の期間中は、使用する敷地の日々の点検や環境美化に努めるとともに、県の指示に従って適正な管理を行うこと
- (8) 申込者（提案に関係する者を含む）及び提案内容が、次に該当する場合は、提案の受け付けを行うことはできません
 - ア 法令や公序良俗に反する場合
 - イ 政治的、宗教的、暴力団に関連する要素がある場合
 - ウ 駐車場としてのみ使用する場合
 - エ 看板等の広告や創作物等の設置場所としてのみ使用する場合
 - オ 本要領に示す申込書類作成上の条件等に適合しない場合
 - カ その他県が適当でないと判断した場合
- (9) 事前承諾（内定）を受けた後、詳細協議の過程において、申込書類の虚偽記載等の事実反することが確認された場合、提案した事業が実現不可能と県が判断した場合、その他の理由により長期利用する者として県が適当でないと判断した場合などは、申込者との協議を中止し、事前承諾（内定）を取り消すことがあります。
- (11) 申込者の責に帰すべき事由による事前承諾（内定）の取り消しによって生じる損害については、県はその責任を負いません
- (12) 提案内容は長崎県の公式ホームページ（県庁舎跡地活用室ページ）に公表する場合がありますので、公表を望まない場合はご相談ください
- (13) 事業の実現に向けた必要な調整を行うにあたって、必要な範囲で長崎県の関連部署や諸機関等に対し、提案内容などの情報の公開・提供を行うことがあります

9 長崎県が行う協力について

- (1) 他のプレーヤー等との連携を希望する場合は、条件等を伺った上で、県庁舎跡地活用室にてご紹介やマッチングが可能な場合もあります
- (2) 実施事業について、必要に応じて県庁舎跡地活用室にて広報 PR の協力を行う
- (3) その他、提案内容に応じた支援・調整等を行う

10 スケジュール

日 程	内 容
令和7年4月2日（水）	提案募集開始
令和7年4月30日（水）	質問提出期限
令和7年5月16日（金）	申込書類提出期限
令和7年5月19日（月）～	申込書類審査
令和7年6月 初旬	審査結果通知（事前承諾（内定）の通知）
令和7年6月 初旬以降	詳細協議・調整・各種手続きなど

※進捗状況により、若干前後する場合があります

11 申込書類等

(1) 申込書類

- ① 県庁舎跡地長期利用提案申込書（様式1） ※表面と裏面があり
- ② 県庁舎跡地長期利用提案書（様式2～様式6）
- ③ 配置図（様式7～様式8）
 - ア 貸付希望範囲を示し、貸付面積を記載すること
 - イ 設置する施設や設備等の名称を詳しく記載すること
 - ウ 設置する施設（建物やテント等がある場合）の正面側となる面には▲マークを記載すること

※①には申込者が、前記7申込者の資格（1）及び（2）を満たすことを証明できる書類（登記事項証明書、住民票、実行委員会名簿など）の写しを添付すること

※②の様式以外に、「スケジュール」、「予算（収支予定）」の表を添付する場合は、A4サイズ各1枚に限り添付することができる

※③の様式以外に「立面図」、「長期利用（事業実施）イメージ図」などを添付する場合は、A4サイズ各1枚に限り添付することができる

(2) 申込部数

2部（正本1部、副本1部）を提出してください

(3) 申込方法

持参または郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時まで

※申込後、電子データの提供についてもご協力ください（別途指示）

(4) 申込期限

令和7年5月16日（金）午後5時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください

(5) 申込先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県 地域振興部 県庁舎跡地活用室

担 当：青木、奥

電 話：095-894-3181

(6) その他

- ① 申込書類は返却しない
- ② 申込書類の作成等に要する経費は申込者の自己負担とする

12 質問書の提出

(1) 提出期限

令和7年4月30日(水)午後5時

(2) 提出方法

電子メール ※件名を「県庁舎跡地の長期利用における質問」としてください
※発信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください

(3) 提出先

長崎県 地域振興部 県庁舎跡地活用室
担 当：青木、奥
E-mail：s02560@pref.nagasaki.lg.jp
電 話：095-894-3181

13 提案書の審査方法及び評価基準

(1) 審査及び評価を行うにあたっては、審査会を設置する

(2) 別紙2で示す評価基準に基づき、提案内容の審査及び評価を行う

(3) 審査会において、申込者ごとに上記(2)の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、長期利用の事前承諾(内定)を決定する

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する

14 協議・調整

複数の者の申し込みによって貸付期間や貸付面積が重複するなどした場合は、県は、県庁舎跡地の効率的な活用に向けて、関係する申込者と協議・調整を行い、長期利用の事前承諾(内定)を決定することができる。

15 問い合わせ先

長崎県 地域振興部 県庁舎跡地活用室
担当：青木、奥
T e l：095-894-3181
E-mail：s02560@pref.nagasaki.lg.jp